

戸田市消防手数料条例新旧対照表

改正前					改正後							
本則 (略)					本則 (略)							
附 則 (略)					附 則 (略)							
別表第 1 (第 2 条関係)					別表第 1 (第 2 条関係)							
消防法関係手数料					消防法関係手数料							
手数料を納付すべき者		手数料の種類			手数料の金額		手数料を納付すべき者		手数料の種類		手数料の金額	
(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	
2	消防法第 1 条第 1 項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	(略)		(略)	移動タンク貯蔵所 (積載式移動タンク貯蔵所及び第 15 条第 3 項の移動タンク貯蔵所を除く。)	26,000	円	貯蔵所	(略)		(略)
			(略)		(略)					(略)		(略)
		積載式移動タンク貯蔵所又は第 15 条第 3 項の移		積載式移動タンク貯蔵所又は危険物の規制に關す		39,000	円	39,000	円			

改正前				改正後			
			動タンク貯蔵所				る政令第15条第3項の 移動タンク貯蔵所
			(略)				(略)
	(略)		(略)		(略)		(略)
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)

別表第2 (略)

別表第3 (第2条関係)

高圧ガス保安法関係手数料

事務の種類別		手数料の種類		手数料の金額
1	高圧ガス保安法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	(略) (2) 同項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができ、するように設計したものをいう。次項及び第7項におい	(略) (略) 7,400円
			コ 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	

別表第2 (略)

別表第3 (第2条関係)

高圧ガス保安法関係手数料

事務の種類別		手数料の種類		手数料の金額
1	高圧ガス保安法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	高圧ガス製造許可申請手数料	(略) (2) 同項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができ、ように設計したものをいう。次項及び第7項におい	(略) (略) 7,400円
			サ 上記アからコマでの規定	6,000円

改正前						改正後					
			て同じ。)の みを使用して 高圧ガスの製 造をするもの						て同じ。)の みを使用して 高圧ガスの製 造をするもの	<u>にかかわ らず、液化 石油ガス の保安の 確保及び 取引の適 正化に関 する法律 第37条 の4第1 項の許可 を受けた 者の設備</u>	
			(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第4・別表第5 (略)						別表第4・別表第5 (略)					